

仕様書等に係る質問及び回答

案	件	名	受動喫煙防止啓発動画制作業務委託
企画提案書類の提出期限	令和 9 年 1 0 月 2 3 日（金）		
納	入	場	所 埼玉県健康長寿課
納	入	期	限 令和 9 年 2 月 2 6 日（金）

上記の案件に係る仕様書等の質問について、下記のとおり回答します。

番号	資料名等	質問内容	回答
1	実施要項 6 応募資格	（8）の「国、地方公共団体」には「国立研究開発法人」は含みますか？	含まれません。
2	実施要項 6 応募資格	（8）「本事業と同種かつ同規模程度以上の契約」とは、同規模の基準契約金額を基準にという理解でしょうか？	事業を確実に円滑に遂行する能力を有する事業者であることを確認するために応募資格に設けております。 契約額が同規模程度以上である契約とします。
3	実施要項 6 応募資格	その他の判断基準があれば御教示ください。 登録・所在地県の入札参加資格者名簿への登録および県内事業所の設置は不要、という理解でよいでしょうか。	実施要項 6 に記載のとおり、（１）～（８）のすべてを満たす事業者が応募することができます。

4	仕様書 P2	(3)制作動画の条件「ア 映像はアニメーション形式で作成する。」については、キャラや背景検討に生成 AI を補助的に活用しつつ、最終的な作画・アニメーション・編集は人間が管理する制作方式は認められるか？また、生成 AI で完結した絵柄素材は NG か？	提案時に生成 AI を補助的に使用することは制限しませんが、県が公開する内容については著作権を侵害する可能性があることから「生成物の一部を引用またはそのまま外部に公表する場合には、文書や資料に「生成 A I （製品名）により生成」と明示する」「画像・動画・音声等の生成物（以下、「画像等」という）は注釈をつけた上で庁内利用限定とし、外部には公開しない」と使用規定があるため生成 AI で作成された動画は納品することは不可とします。 また、生成 AI の使用時には仕様書 6 （ 2 ） 成果品に関する権利の帰属の内容に合致させたものとしてください。
5	仕様書 5(3)ア、参考 1	【参考 1】に掲載されている埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」等のイラストデータや、県の公式ロゴ等の素材データは、受託後に県から提供していただける認識でよろしいでしょうか。	提供いたします。

6	仕様書 5(3)イ、様式 4	様式 4（企画提案書）に「横 30 秒」「縦 30 秒」「横 15 秒」「縦 15 秒」の 4 枠がございます。基本となるストーリー（横 30 秒）を主軸とし、縦型や 15 秒版はそれをベースに画角調整・短縮構成した提案とする想定でよろしいでしょうか。 （それぞれ全く異なる別ストーリーを 4 本分提案する必要があるかどうかの確認）	異なるストーリーの制作はイメージしておりません。御想定のとおり基本となるストーリーを制作していただき、画角調整・短縮構成することをイメージしております。
7	実施要領 6(8)、様式 9	実施要領の応募資格では「国、地方公共団体との実績」とありますが、様式 9（類似業務実績調書）の注記には「JNTO、地方公共団体、観光協会、DMO、民間企業との間で…」と記載がございます。応募資格の判定対象となる 2 件の実績は「国・地方公共団体」に限定され、民間等の実績は様式 9 における追加の参考実績という位置づけでしょうか。	そのとおりです。